

## ○中野市総合計画審議会条例

平成17年 4 月 1 日条例第21号

## 改正

平成19年 3 月30日条例第 3 号

## 中野市総合計画審議会条例

(設置)

**第 1 条** 中野市基本構想、基本計画及び国土利用計画について市長の諮問に応じ調査審議するため、中野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

**第 2 条** 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中野市教育委員会の委員
- (2) 中野市農業委員会の委員
- (3) 市内公共的団体等の代表
- (4) 識見を有する者

(委員の任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

**第 6 条** 審議会に、専門的な事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 前期基本計画の総括等について

中野市総合計画・後期基本計画を策定するにあたり、中野市後期基本計画庁内策定委員会において、前期基本計画について施策体系ごとに次のとおり総括いたしました。

### 第1章 市民一人ひとりに開かれた市民参加と協働のまちづくり

防災訓練や備蓄の推進、防災行政無線整備等の防災事業を実施し、市民と連携した防災・危機管理対策の徹底を図っています。また、情報公開・情報共有のまちづくりの一環として、CATV高度化等を図るための情報通信基盤の整備促進、審議会委員公募、市民懇談会、パブリックコメント、市民参加による事務事業評価の実施など、市民参加機会の拡大を進めています。さらに、物産販売促進・PRなど民間との連携による都市間交流の拡大、行政改革の推進及び健全な財政運営の推進などを着実に進めているところです。

今後は、さらに市民の参画を得るための新たな仕組みづくりが求められ、NPO等、公益事業を推進する多様な担い手と連携の促進、第2次中野市行政改革大綱実行計画（集中改革プラン）の推進による自主自立の行財政運営の推進と行政サービスの一層の向上、市債残高縮小など次世代への負担軽減等、長期的展望に立った財政運営に努める必要があります。

### 第2章 思いやりと地域の連帯で支える健康福祉のまちづくり

各種健康診査等を充実し、栄養・運動・休養を基本とした生活習慣の改善による健康づくりや疾病予防に取り組んでいます。医療面の不安に対応した電話医療相談所を新たに開設するとともに、医師確保対策等地域保健医療体制の充実を図っています。また、高齢者や障害者等が生きがいを持って自立した生活を送れるよう各種保健福祉サービスの提供や支援体制の整備、更には国民健康保険事業及び介護保険事業の安定化に努めています。

いつまでも健康な生活を続けるために、今後も、若年期からの積極的な生活習慣病予防のための健康づくりに努め、高齢になっても障害があっても自立した生活ができるよう、地域において行政と市民が支えあう福祉、医療体制の充実及びネットワークの強化、更に各保険事業の健全運営などにより、一層安心して暮らせる地域社会を構築することが望まれます。

### 第3章 子どもの元気をふるさとの未来につなげるまちづくり

健やかに生み育てる環境づくりを目指して、妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査の実施、子どもに関する相談体制の充実、子ども医療費の負担軽減事業などを進めています。また、育児相談や子育てに関する情報提供など子育て支援センターを中心とする支援、多様な保育ニーズへの対応など、子育て家庭を支援する体制づくりをしています。

今後も将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、安心して家庭や地域で子育て・子育てができ、子どもとともに親たちも成長していけるための施策展開が必要であり、地域の人びとの温かいまなざしと支援のなかで、子どもたちが心豊かにすくすくと成長し、子どもの元気がふるさとの未来につながる、輝くまちづくりを一層進める必要があります。

#### **第4章 地球環境との共生と豊かな心の人間社会づくり**

快適な生活環境の保全と豊かな自然保護の推進に努めているほか、ごみの減量化・リサイクルの推進に対する市民意識の高揚を図るための啓発やごみの分別徹底、再資源化に加え、汚泥発酵肥料の開発・販売、中野市バイオマスタウン構想に基づく積極的な取り組みを実施し、循環型社会の構築を進めることなどにより、地球温暖化防止対策としての施策を推進しています。

また、交通安全教育の推進等、市民生活の安全・安心への取り組み、家庭や地域社会における男女共同参画の促進、人権の尊重など、豊かな心の人間社会づくりをさらに進める必要があります。

#### **第5章 産業が連携し、新しい価値を生み出すまちづくり**

本市の基幹産業である農林業については、個性が輝く多彩な農業・林業の里づくりを目標に、消費者ニーズに対応した安心・安全な農産物の供給体制の確立、優良きのご類安定産地づくり、新たな作物の導入、新品種開発、生産技術・経営力向上促進、売れる農業推進事業を積極的に展開しているほか、関係機関との連携による遊休荒廃農地の状況把握を進めています。今後も、遊休荒廃農地の有効活用に努めながら、本市農林産物のブランド性をさらに高め、販路拡大に努めるなど、戦略的な農業振興策の継続が必要です。

観光については、戦略的な観光・交流産業のブランドづくりを目標に、観光資源の発掘や観光ボランティアの養成など、地域性豊かな観光地づくりを進めています。今後は、広域的な連携を進め国際的な観光戦略の展開など、国の政策と連携した取り組みが必要です。

地域の活力を担う商工業については、イベントの開催や空き店舗対策、商店街の環境整備等、商店街の活性化支援を進めていますが、厳しい経済社会情勢もあり、今後も引き続き取り組みが必要な状況です。また、新たな企業誘致についても同様に非常に困難な状況にあり、今後は農林業や観光と連携した、内発型の地域経済の活性化が必要であり、コミュニティビジネスの育成等も含め、新たな産業の創出と育成、雇用の安定を図る必要があります。

## 第6章 地域が育て地域が守る教育と文化のまちづくり

心豊かでたくましい子どもを育て「生きる力」をはぐくむ学校教育を目指して、特別支援を必要とする児童生徒の教育環境充実のため、市独自に特別支援教育支援員や心の教室指導などの教員補助員を配置するとともに、学校施設・設備の整備充実に努めております。

市民一人ひとりの自由に学び楽しむ環境づくりを進めるため、生涯学習基本構想を策定し、生涯学習を総合的に推進しています。今後も、公民館、図書館、博物館等との連携を一層深めることにより市民ニーズをとらえた学習機会の充実を図る必要があります。

社会の多様な変化に伴い、本市においても文化・歴史的遺産が失われつつあることは、将来において、地域の象徴、財産、文化力の損失につながるため、文化財等を調査・保護・保存することが必要であり、その文化的価値の啓発や活用を市民と協働して進めることが求められています。

文化芸術振興を総合的に進めるための施策の推進、文化芸術活動の促進を進めています。しかし、新たな文化施設の建設は事業費確保の面からも厳しい状況にあるなど、文化芸術振興施策の見直しが必要な状況にあります。

豊かな人間性を育むスポーツについては、スポーツ少年団や体育協会等スポーツ団体の活動支援に努め、地域で自主的・主体的に活動する総合型地域スポーツクラブを設立することができた。今後も、継続的、計画的なスポーツ振興を図る必要があります。

## 第7章 安全・快適で機能的な都市基盤づくり

土地利用については、中野市国土利用計画の方針に基づいて、自然環境の保全、遊休荒廃農地の有効活用等に努め「緑豊かなふるさと」という都市像にふさわしい土地利用に向けた取り組みを進める必要があります。

生活と交流を支える交通網の整備については、幹線道路や生活道路の整備促進等を図っていますが、公共交通の確保、とりわけ市内バス路線網の維持・充実について、今後も引き続き、積極的な対策を進める必要があります。

都市整備については、都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路の見直しや、都市計画道路や公園の整備、景観整備などを進めています。今後は、水辺整備、住宅の耐震化や水洗化の促進など、安全で快適な都市基盤整備の推進をさらに進める必要があります。

このほか、水の安定供給と水資源の保全、公共施設等の効率的な維持管理に努めていますが、公共施設整備については、市民意識にもみられるように、健全財政を主として、新たな施設整備は最低限にとどめ、既存施設の有効活用を優先する必要があります。

## 中野市後期基本計画策定方針について

### 1 計画策定の趣旨

本市では、中野市総合計画の基本構想に示されている将来都市像「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」を実現するため、前期基本計画に基づき各種政策・施策を実施しています。

少子高齢化などの進行による社会経済環境の変化や、国と地方のあり方が見直されるなか補助金・交付金等の削減及び景気低迷による税収の落ち込み等厳しい財政状況を余儀なくされています。

一方、公共施策における市民ニーズは、ますます多様化・高度化し、行政だけで解決できない問題も増えてきています。健全財政を維持しながら、地域の課題にきめ細かく対応するためには、市民と行政が情報を共有し、ともにまちづくりに参画する「協働のまちづくり」によって自立性の高い地域社会をつくることが重要となっています。

引き続き基本構想の実現を図るため、後期基本計画を新たに策定します。

### 2 計画の構成と期間

#### (1) 計画の構成(現状)

- ・基本構想・・・平成19年3月策定  
平成19年度～平成28年度（10カ年）
- ・前期基本計画・・・平成19年3月策定  
平成19年度～平成23年度（5カ年）
- ・実施計画・・・平成21年11月策定  
平成22年度～平成24年度（3カ年）  
※毎年見直しを行っています。

#### (2) 後期基本計画の計画期間

平成23年度～平成28年度（6カ年）

社会、経済情勢の急激な変化や、政権交代による国と地方のあり方の見直し等に対応するため、また、前期基本計画で先導して取り組むとした3つのリーディングプロジェクトも現時点では取り組むことが困難な事項もあり、できるだけ早く計画を見直す必要があると判断し、計画年度の予定を1年前倒しして、平成23年度からの6カ年計画とします。

### 3 後期基本計画の主眼

前期基本計画の総括及び市民意識調査等を反映させ、次の3点に主眼をおき、中野らしさを表現するべく計画を策定します。

- 1 市民生活優先、行政と市民の協働、安全・安心を感じられる施策の展開
- 2 中野市の持ち味や強みを活かした施策の展開
- 3 限りある財産・財源、資産・資源の有効活用と環境への配慮による施策の展開

### 4 計画策定の市民参加

#### (1) 市民意識調査(実施済)

地区別、男女別、年代別の一定の条件のもとに抽出した市内在住の者を対象に実施します。

この調査により、各政策・施策の重要度・満足度、ニーズ等を把握し、前期基本計画の検証と計画策定の基礎資料とします。

#### (2) 提案・意見募集

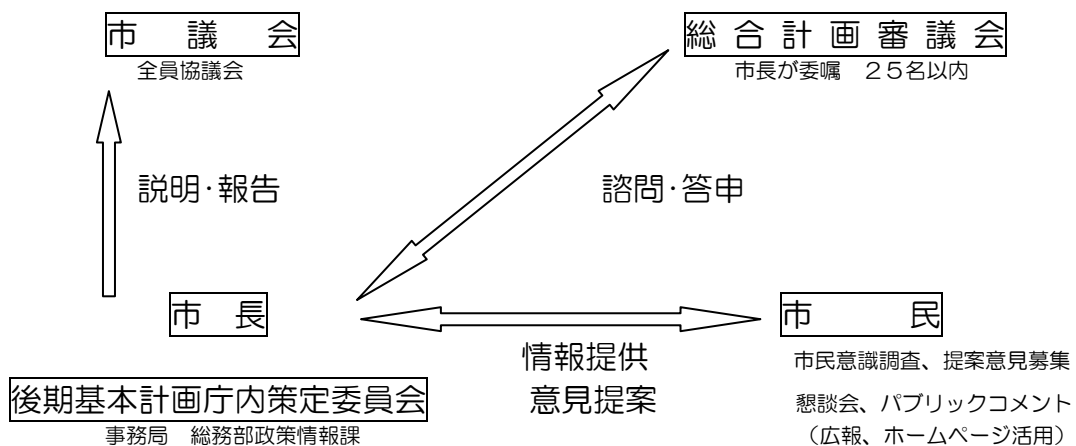
計画策定の初期段階で、広報、ホームページを活用して、市民の皆様や専門的な知識や経験を有する方々からの意見や提案を募集し、計画策定の基礎資料とします。

また、パブリックコメントを実施し、計画案に対して、市民の皆様の意見を広く求め、提出された意見を考慮して計画策定を行います。

#### (3) 市民懇談会

中学校区を単位に懇談会を開催します。この中で意見等を取りまとめ計画策定に反映します。

### 5 計画策定組織



## 今後のスケジュール等について

平成 22 年 4 月 8 日		中野市総合調整会議で策定方針及びスケジュールについて協議
4 月 16 日		中野市後期基本計画庁内策定委員会設置
6 月 15 日～30 日		市民意識調査実施
8 月 24 日 (火)	午前 8 時 30 分	中野市後期基本計画庁内策定委員会 市民意識調査結果について、前期基本計画の 総括等についてスケジュールについて
8 月 24 日 (火)	午後 2 時 30 分	中野市議会 総務文教委員会協議会 後期基本計画の策定・スケジュールについて 市民意識調査結果報告
9 月 2 日 (水)	午前 9 時	議会全員協議会 後期基本計画の策定・スケジュールについて 市民意識調査結果報告
9 月 22 日 (水)	午前 8 時 30 分	中野市後期基本計画庁内策定委員会 前期基本計画の総括等について 後期基本計画策定方針について
9 月 30 日 (木)	午後 3 時 00 分	中野市総合計画審議会 委員委嘱、市民意識調査結果報告、前期基本計 画総括等について、後期基本計画の策定方針、 スケジュールについて 等
10 月～12 月		庁内策定委員会等 ・ ・ 原案作成、計画案決定
10 月		住民懇談会
平成 23 年		
1 月～3 月		総合計画審議会 ・ ・ 諮問、審議、答申 パブリックコメント
3 月		計画決定、公表